

## 令和7年第4回取手市議会定例会議事日程（第1号）

令和7年12月2日（火）午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第48号 取手市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

議案第49号 取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第50号 取手市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について

議案第51号 取手市手数料条例の一部を改正する条例について

議案第52号 取手市印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第53号 取手市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について

議案第54号 取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

議案第55号 取手市中小企業事業資金融資あつ旋条例の一部を改正する条例について

議案第56号 取手市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第57号 取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第58号 取手市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について

議案第59号 取手市火災予防条例の一部を改正する条例について

議案第60号 市道路線の認定について

日程第5 議案第61号 指定管理者の指定について

日程第6 議案第62号 指定管理者の指定について

議案第63号 指定管理者の指定について

議案第64号 指定管理者の指定について

議案第65号 指定管理者の指定について

議案第66号 指定管理者の指定について

日程第7 議案第67号 指定管理者の指定について

日程第8 議案第68号 指定管理者の指定について

- 
- 日程第9 議案第69号 令和7年度取手市一般会計補正予算（第5号）  
議案第70号 令和7年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
議案第71号 令和7年度取手市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 
- 日程第10 承認第5号 損害賠償の額を定め和解することについての専決処分の承認について
- 
- 日程第11 請願第14号 ひきこもり支援基本法の制定を求めるための意見書提出を求める請願
- 
- 日程第12 市政に関する一般質問  
①長塚 美雪 議員  
②小堤 修 議員  
③岡口すみえ 議員

地方自治法第121条により令和7年第4回定例会への出席を求める者及び委任を受けた説明員

1. 出席を求める者

取 手 市 長	中 村 修
取 手 市 教 育 委 員 会 教 育 長	石 塚 康 英
取 手 市 農 業 委 員 会 会 長	海 老 原 丈 夫

取 手 市 選 举 管 理 委 員 会 委 員 長	河 口 優 子
取 手 市 代 表 監 察 委 員 長	石 橋 大 輔
取 手 地 方 公 平 委 員 会 委 員 長	大 峰 芳 樹

2. 委任を受けた説明員

副 市 長	伊 藤 哲
副 市 長	黒 澤 伸 行
総 務 部 長	吉 田 文 彦
選 举 管 理 委 員 会 書 記 長	
政 策 推 進 部 長	齋 藤 嘉 彦
財 政 部 長	田 中 英 樹
健 康 福 祉 部 長	彦 坂 哲
こ ど も 部 長	助 川 直 美
ま ち づ く り 振 興 部 長	森 川 和 典
建 設 部 長	渡 来 真 一
都 市 整 備 部 長	浅 野 和 生
会 計 課 長	齊 藤 理 昭
務 部 次 長	
安 全 安 心 対 策 課 長	立 野 啓 司
総 務 部 次 長	
人 事 課 長	軽 部 幸 雄
政 策 推 進 部 次 長	
文 化 芸 術 課 長	飯 山 貴 与 子
財 政 部 次 長	
公 共 施 設 整 備 課 長	原 部 英 樹
財 政 部 次 長	
課 稅 課 長	三 浦 雄 司
健 康 福 祉 部 次 長	
国 保 年 金 課 長	直 井 徹
健 康 福 祉 部 次 長	
保 健 セ ネ タ ー 長	関 口 勝 己
ま ち づ く り 振 興 部 次 長	
産 業 振 興 課 長	海 老 原 輝 夫
ま ち づ く り 振 興 部 次 長	
環 境 対 策 課 長	木 村 太 一
建 設 部 次 長	
水 と み ど り の 課 長	蛇 原 一 雄
都 市 整 備 部 次 長	
中 心 市 街 地 整 備 課 長	中 村 有 幸
都 市 整 備 部 次 長	
区 画 整 理 課 長	稻 葉 克 彦

総 務 部 総 務 課 長	土 谷 靖 孝
選 举 管 理 委 員 会 書 記 長補佐	
情 報 管 理 課 長	岩 崎 弘 宜
市 民 協 働 課 長	大 隅 正 勝
市 民 課 長	安 田 徹 也
取 手 支 所 長	染 谷 和 之
藤 代 総 合 窓 口 課 長	田 村 牧 子
総 務 課 副 参 事	蛭 田 晓
選 举 管 理 委 員 会 主 任 書 記	
総 務 課 副 参 事	風 間 聰 宏
人 事 課 副 参 事	山 下 拓
情 報 管 理 課 長	松 崎 昌 也
デジタル化推進室長	
取 手 駅 前 窓 口 所 長	村 越 英 敏
政策推進部 政策推進課 長	篠 原 慎 吾
秘 書 課 長	印 藤 智 德
魅 力 と り で 発 信 課 長	数 藤 弘 人
魅 力 と り で 発 信 課 副 参 事	星 芳 宏
文 化 芸 術 課 副 参 事	矢 部 晃 一 朗
財 政 部 財 政 課 長	谷 池 公 治
管 財 課 長	丸 山 博
納 稅 課 長	塚 本 豊 康
公共施設整備課副参事	蛇 原 正 人
課 税 課 副 参 事	海 老 原 祐 子
健康福祉部 社 会 福 祉 課 長	根 本 真 人
高 齢 福 祉 課 長	井 橋 久 美 子
障 害 福 祉 課 長	鈴 木 哲 也
健 康 づ く り 推 進 課 長	海 老 原 充
健 康 づ く り 推 進 課 副 参 事	櫻 井 裕 久
国 保 年 金 課 副 参 事	吉 住 三 世 子
保健センターフ副 参 事	渡 辺 良 江
こ ど も 部 こ ど も 政 策 課 長	高 中 誠
保 育 課 長	山 田 英 紀
こ ど も 相 談 課 長	樋 口 康 代
保 育 課 副 参 事	飯 塚 千 絵 子
こ ど も 政 策 課 課 長補佐	中 村 晃 子
ま ち づ く り 農 政 課 長	染 谷 久
振 興 部 火 葬 場 組 合 事 務 局 担 当 課 長	牧 野 孝 浩
産 業 振 興 課 副 参 事	岡 田 崇
環 境 対 策 課 長	吉 田 卓 也
環 境 政 策 室 長	
建 設 部 管 理 課 長	山 田 哲 也
道 路 建 設 課 長	星 加 英 利
排 水 対 策 課 長	飯 塚 稔
管 理 課 副 参 事	倉 持 哲 也
水 と み ど り の 課 副 参 事	仁 杉 繁 隆
都 市 整 備 部 都 市 計 画 課 長	中 村 大 地
建 築 指 導 課 長	田 中 健 士
都 市 計 画 課	
都 市 政 策 推 進 室 長	中 野 潤 一

教育委員会	教 育 部 長	飯 竹 永 昌
	教 育 参 事	鈴 木 邦 弘
	教 育 次 長	松 崎 剛
	保健給食課長事務取扱	
	教 育 次 長	香 取 美 弥
	図書館課長事務取扱	
	教 育 総 務 課 長	澤 部 慶
	学 務 課 長	石 橋 陽 一
	指 導 課 長	丸 山 信 彦
	指 導 課 長	仲 田 敦 夫
	教育総合支援センター長	
	生 涯 学 習 課 長	秋 山 和 也
	子 ど も 青 少 年 課 長	長 塚 逸 人
	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	稻 村 忠 弘
	生 涯 学 習 課	吉 田 宏
	埋 藏 文 化 財 センター長	
	ス ポ ー ツ 振 興 課副参事	野 口 勝 彦
	ふ じ し ろ 図 書 館 長	若 泉 裕 子
農 業 委 員 会	事 務 局 長	浜 野 彰 久
取 手 市 監 査 委 員 事 務 局 長		
取 手 地 方 公 平 委 員 会 事 務 局 長		鈴 木 正 美

消防 本 部	消 防 長	岡 田 直 紀
	次 長	仲 村 厚
	総 務 課 長	事 務 取 扱
	予 防 課 長	満 健 一
	警 防 課 長	新 倉 正 勝
	取 手 消 防 署 長	稻 葉 敦
	戸 頭 消 防 署 長	吉 田 大 祐
	吉 田 消 防 署 長	竹 宗 良 太
	樋 木 消 防 署 長	大 越 勇
	警 防 課 副 参 事	下 山 利 昭

## 令和7年第4回取手市議会定例会 会期日程

日次	期 日	曜日	会議	時 刻	議 事
1	12月2日	火	本会議	午前10時	開会、議案上程 一部議案質疑・討論・採決 請願上程・説明・質疑・付託 一般質問（長塚・小堤・岡口議員）
2	12月3日	水	本会議	午前10時	一般質問（古谷・佐藤・久保田・杉山・入江・加増議員）
3	12月4日	木	本会議	午前10時	一般質問（染谷・鈴木・落合・佐野議員）
4	12月5日	金	本会議	午前10時	一般質問（根岸・金澤・赤羽・本田・遠山議員）
5	12月6日	土	休会		
6	12月7日	日	休会		
7	12月8日	月	本会議	午前10時	議案質疑・付託
8	12月9日	火	委員会	午前10時	総務文教常任委員会
9	12月10日	水	委員会	午前10時	福祉厚生常任委員会
10	12月11日	木	委員会	午前10時	建設経済常任委員会
11	12月12日	金	委員会	午前10時	議会運営委員会
12	12月13日	土	休会		
13	12月14日	日	休会		
14	12月15日	月	本会議	午前10時	委員長報告・質疑・討論・採決
	12月16日 ～ 12月24日		休会		議事整理日
24	12月25日	木	本会議	午前10時	議案上程・提案理由説明・質疑・討論・採決・閉会

令和7年11月27日

取手市議会議長 殿

取手市議会議員 杉山 尊宣

### 一部事務組合議会の報告

常総地方広域市町村圏事務組合議会について、議員として下記のとおり出席しましたので、その概要について報告いたします。

記

#### 1. 令和7年第2回定例会

(1) 日 時 令和7年10月3日 (金) 15:00~15:58

(2) 内 容 下記のとおり

番 号	議案及び内容	結 果
<b>承認第3号</b>	<p><b>専決処分事項の承認を求めることについて</b></p> <p><b>【内容】</b></p> <p>令和7年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第2号)については、衛生費において、分別の向上のために導入した「金属類・割れ物専用指定ごみ袋」について、啓発を目的として構成市内全戸に配布する費用を増額するものである。また、土木費において、電線ケーブルの盗難被害により利用できない野球場ナイター照明の復旧工事費を増額するものである。</p> <p>本補正予算については、組合議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年8月1日に専決処分したもので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものである。</p>	<b>承認</b>

議案第 12 号	<p><b>令和 6 年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について</b></p> <p><b>【内容】</b></p> <p>令和 6 年度一般会計決算は、収入済額 77 億 2,187 万 8,548 円、支出済額 71 億 8,243 万 6,018 円で、歳入と歳出の差引額 5 億 3,944 万 2,530 円を翌年度に繰越した。</p> <p>歳入の主なものは、関係市町負担金 61 億 7,942 万 8 千円で、歳入全体の 80% を占めている。</p> <p>歳出の主なものは、衛生費で常総環境センターの運営管理費及び放射性物質を含む指定廃棄物の管理費として 22 億 5,742 万 8,386 円を支出した。衛生費は歳出全体の 31.4% である。</p> <p>消防費では、消防・救急業務に 30 億 9,266 万 1,732 円を支出した。このうち 78% が人件費である。消防費は歳出全体の 43.1% である。</p>	認定
議案第 13 号	<p><b>令和 7 年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第 3 号）について</b></p> <p><b>【内容】</b></p> <p>令和 7 年度一般会計予算について、変更を加える必要が生じたため、歳入歳出それぞれ 2 億 476 万 1 千円を増額し、補正予算を調製するものである。</p> <p>歳入は、決算認定に伴う繰越金の増額である。</p> <p>歳出は、衛生費で金属類・割れ物指定ごみ袋導入に伴う計量システム改修委託料の増額である。また、併せて資源化施設火災復旧工事及びその施工監理委託料について今年度中に発注を行うことから債務負担行為を追加設定するものである。</p>	原案可決

## 2. 令和7年第3回全員協議会

(1) 日 時 令和7年10月3日(金) 13:29~14:30

(2) 内 容 下記のとおり

### 報告事項

#### (1) 資源化施設の火災復旧について

令和6年12月9日に発生した資源化施設不燃ごみ処理設備火災事故について、6月の組合議会全員協議会での説明時間が短かったため、改めて検討の結果、原状復旧することが長期的な観点から財政負担抑制となるため、原状復旧することについて説明があった。また、スケジュールについて、10月3日の議会で工事費と施工監理の事業費の債務負担行為を設定し、12月24日の議会で契約締結の議案を上程する予定であること、工期は令和9年8月末までとしているが工事そのものは令和9年5月中で計画していることが報告された。

#### (2) 金属・割れ物類の指定袋の導入について

令和6年12月9日の資源化施設の火災事故に伴い、処理できない不燃ごみを外部搬出処理しており、危険物搬入防止と外部搬出量の削減のため令和7年4月から従来の不燃ごみを「ビニール、プラスチック容器包装以外のプラスチック類」と「金属類、割れ物」に市民に排出段階で分別していただいている。

半年を経過したが、現状は分別が定着されていない状況であるため、分別徹底と危険物搬入防止から「金属類、割れ物」の専用袋を導入することとした。

導入にあたり、市民への周知の一環として全世帯を対象に10枚入りの1セットをポスティングにより配布する。分別徹底が急務のため、令和7年11月下旬から12月に配布する予定である。

新たな「金属類、割れ物」の専用袋は、令和8年2月頃に各店舗に卸せる状況であり、今年度中に転入された方に対しては、各市で配布する予定である。

また、「金属類、割れ物」の分別に伴い、計量システムも改修する。現在は不燃ごみのみの計量でのカウントであり、職員でプラスチック類と金属類を集計しているが、現状にあわせてシステムを改修する。この費用は議会で補正予算として上程する予定となっている。

#### (3) 廃棄物処理施設整備等基本構想について

令和6年・7年度に取り組んでいる廃棄物処理施設整備等基本構想については、これまで基本構想策定委員会を中心に協議し、報告書案を取りまとめてきたが、このたび業務を委託しているコンサルタント会社の東和テクノロジーから別冊の報告書(案)により内容の説明があった。

ごみ処理の現状の課題、現有施設の概要、計画処理量及び施設規模の設定、ごみ処理方式等

に関する動向等について説明があり、今後の施設整備方針の検討について、いくつかの案が説明された。

廃棄物処理施設整備等基本構想についての報告は、基本構想策定委員会において継続中の案件であり、公にすることにより今後の意思決定に影響を及ぼす恐れもあることから傍聴は許可されず、資料も回収されている。基本構想策定委員会の中で引き続き検討をするとの報告となつた。

令和7年1月26日

取手市議会議長 殿

取手市議会議員 長塚 美雪

### 一部事務組合議会の報告

茨城県南水道企業団議会について、議員として下記のとおり出席しましたので、その概要について報告いたします。

#### 記

##### 1. 臨時会の開催

###### (1) 会議開催日

令和7年10月15日

###### (2) 審議内容

###### ① 議案第1号

「茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例について」

(内容)

経費削減及び業務の効率化を図ることを目的とし、検針及び水道料金の請求方式について、これまでの「毎月検針・毎月請求」から「隔月検針・隔月請求」へ変更するため、給水条例の一部改正を行うもの。

(結果)

原案のとおり可決

##### 2. 行政視察研修

###### (1) 行政視察研修日

令和7年10月23日～24日

###### (2) 視察内容

###### ① 10月23日：(株)新興工業石狩工場

(内容)

- ・当企業で多く採用している水管橋の製造工程
- ・水管橋についての専門的な技術や管路の耐震性

(所感)

- ・製作から塗装までの全工程を自社内で行う現場を見学。水道事業を支える製造現場

の技術力と、品質担保のための取り組みを実際に確認することができた。県南水道企業団が今後進める管路更新、耐震化、ストックマネジメントの推進においても、製造側の視点や最新技術を踏まえることの重要性を再認識した。

## ② 10月24日：札幌市水道局藻岩浄水場

### (内容)

- ・運営管理と水質管理体制
- ・再生可能エネルギー導入(水力発電)の先進的事例
- ・新しい取り組みへの挑戦プロセスや工夫

### (所感)

- ・当企業団においては地形上、水力発電の導入は難しいものの、配水管における高度な監視・運用体制や安定供給への取り組みは非常に参考になった。今回の観察で得た知見を、今後の配水事業運営や水質管理体制の強化に活かしていきたい。

令和7年1月20日

取手市議会議長 殿

取手市議会議員 久保田 真澄

## 一部事務組合議会の報告

龍ヶ崎地方衛生組合議会について、議員として下記のとおり出席しましたので、その概要について報告いたします。

記

### ○令和7年第4回全員協議会

1. 会議開催日 令和7年10月10日
2. 内容

#### 協議事項

- (1) 令和7年第2回組合議会定例会提出案件について
  - ・議案第1号 龍ヶ崎地方衛生組合監査委員の選任について
  - ・議案第2号 龍ヶ崎地方衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
  - ・議案第3号 龍ヶ崎地方衛生組合の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例について
  - ・議案第4号 令和6年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計歳入歳出決算について
  - ・議案第5号 令和7年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第1号）
  - ・議案第6号 令和8年度龍ヶ崎地方衛生組合分賦金割合について

1名の議員から財務調整基金について質疑がありました。

- (2) その他

○令和7年第2回龍ヶ崎地方衛生組合議会定例会

1. 会議開催日 令和7年10月20日

2. 内容

- ・議案第1号 龍ヶ崎地方衛生組合監査委員の選任について
- ・議案第2号 龍ヶ崎地方衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第3号 龍ヶ崎地方衛生組合の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例について  
延滞金の徴収に関しては、龍ヶ崎市の市税外諸収入の延滞金徴収条例の例による。
- ・議案第4号 令和6年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計歳入歳出決算について
- ・議案第5号 令和7年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第1号）  
既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19,312千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ437,082千円とする。
- ・議案第6号 令和8年度龍ヶ崎地方衛生組合分賦金割合について  
均等割 5%  
実績割 95%

質疑・討論はなく、議案第1号から議案第6号まで原案のとおり可決・認定されました。

○龍ヶ崎地方衛生組合議会視察

1. 観察日 令和7年1月5日～7日

2. 内容

(1) 1月5日 北九州市エコタウンセンター

- ・資源循環社会の実現を目指すエコタウン事業と脱炭素の取り組みに貢献する次世代エネルギーパークの展示紹介を行っている施設
- ・廃棄物を別の産業の原料として活用し、最終的に廃棄物ゼロを目指す事業
- ・実際に、風力発電、洋上の風力発電を見学

(2) 1月6日

① 田川地区広域環境衛生施設組合

- ・8市町村で構成され、ごみ処理及びし尿処理を行っている。
- ・処理工程で発生する脱水汚泥は助燃材として活用

② 飯塚市役所（こども政策課）

- ・少子化対策及び子育て支援策

(3) 1月7日 直方市 汚泥再生処理センター「クリーンHitzのおがた」

- ・1日当たり 113キロリットル処理できる能力を有していて脱水汚泥は助燃材として活用

令和7年11月27日

取手市議会議長 殿

取手市議会議員 落合 信太郎

## 一部事務組合議会の報告

取手地方広域下水道組合議会について、議員として下記のとおり出席しましたので、その概要について報告いたします。

記

1. 名称 取手地方広域下水道組合議会視察

2. 内容

(1) 観察場所 三重県四日市市、岐阜県瑞穂市、愛知県名古屋市

(2) 観察期間 令和7年10月29日（水）から10月31日（金）まで

(3) 観察報告

○1日目（10月29日）三重県四日市市役所

① 公共下水管路施設包括維持管理業務委託の取組み

(1) 管路包括を導入した理由については、下水道供用開始から50年以上が経過し、管路施設老朽化の進行、破損による陥没や機能低下のリスクが高まっています。また事後保全型管理から予防保全型管理への移行に伴い業務量の増加も課題となっています。これまで個別に委託をしていた維持管理に係る業務等を一括して複数年委託することで、管路施設の機能維持、市民サービスの向上、職員の負担軽減を目的としています。

(2) 管路包括を導入したことによる効果については、VFM評価を行ったところ、4.6%（豊田市：5.0%、柏市：5.9%）とのこと。また個別委託から包括委託導入による削減額は24,776千円/4年で、職員4人相当の人員費。業務量の軽減、市民サービスの向上を実感しているそうです。

② 公開型下水道台帳システム

導入したことによるメリットとして、埋設照合に係る時間の短縮、電子化によりHPでの公開、情報の修正が容易でストックマネジメント計画の策定に必要。

デメリットとしては、データのメンテナンス経費。

③ ウォーターPPP（レベル3.5）実現に向けての取組みについて

- (1) 四日市は日本下水道事業団と協定を締結し実施しています。
- (2) 導入に当たり懸念事項等については、市内全域へのウォーターPPPの導入可能性調査を実施した際の課題として、
  - 汚水管路施設：市内全域をウォーターPPPの対象とすることについて懸念事項はなし。
  - 雨水管路施設：地元協議の上、実施箇所を決定していることから、業務量の把握が困難。
  - 雨水排水関連施設：雨水排水対策としての人員を確保できる確証がなく課題があります。

※ウォーターPPPの概要

令和5年国土交通省より創設された管理・更新一体型マネジメント

○2日目（10月30日）岐阜県瑞穂市アクアパーク別府水処理センター

① 下水汚泥由来肥料について

肥料は、同処理場施設内の汚泥乾燥機で生産。

・臭気対策について

汚泥乾燥機本体からの排気は、スクラバーにて処理。活性炭吸着塔で臭気を除去し排出。

・費用対効果について

当該汚泥乾燥機は、汎用型の食品乾燥機を汚泥乾燥に利用しており、一般的な下水道用の汚泥乾燥機よりイニシャルコストは低減されています。

また、当該処理施設はコミュニティ・プラントであるため汚泥は一般廃棄物となり、運搬可能な地域に一般廃棄物の脱水汚泥の処分先がないのに加え汚泥運搬費が高額なため、場外処分との比較でのランニングコストも低減されています。

・肥料の生産量について

沈殿槽からの余剰汚泥（引抜）全量の4,429.4tを脱水し、30.5tの乾燥肥料を生産しています。（令和6年度）

・汚泥の有効活用について

汚泥は全量を肥料化しており肥料以外の有効活用はしていませんが、市内の別の公共下水処理場では、脱水汚泥を外搬出しセメント原料として活用しています。

・肥料の有償化について

肥料については当初は無料で配布。2022年10月以降（15kg/袋あたり100円（税込み））で有料販売へ。

無料配布量と有料販売量の比較は次のとおりです。

2021年度：生産 38.5t（2,563袋） 無料配布 40.8t（2,718袋）

2023年度：生産 31.0t（2,065袋） 有料販売 31.6t（2,103袋）

2024年度：生産 30.5t（2,036袋） 有料販売 26.2t（1,749袋）

・流通量の拡大について

市の広報紙やホームページにて情報発信を行い、販売の促進に努めています。今後は市のSNSでの発信も検討。

生産当初は農業法人などにも利用してもらっていましたが、現在は基本的に法人での利用はありません。

## ② 日本下水道事業団への下水処理場建設工事委託について

### ・工事委託のメリット・デメリットについて

下水処理場の建設や改築に関し、専門性の高い技術力を有し、職員はプロパー職員に加え国や都道府県、政令指定都市からの出向者も多く、工事の品質確保のために中小の下水道事業者からすると下水処理場の建設や改築更新には必要な団体だと認識。

また、地震や水害などの被災時には、迅速な対応により被災調査や災害査定、復旧工事の対応も行ってもらいます。

日本下水道事業団へ委託した国庫補助事業の設計や建設工事の会計検査院実施検査は、基本的に日本下水道事業団が受検することになります。

日本下水道事業団への委託は、実質的な設計費や工事費に加えて、管理諸費が必要となります。

## ③ 道路陥設対策について

### ・管路施設老朽化に伴う道路陥設を防止するための対策について

特定地域の管路は、ほぼ硬質塩化ビニル製を使用しているため。外的要因での破損はあっても腐食による可能性ないと認識しています。

他の地域では幹線管路（管径 250～450 ミリ）の延長約 3.3 キロメートルにコンクリート管を使用していますが、事業着手時（平成 9 年度）から、腐食劣化を防止するため、硫黄酸化細菌と鉄酸化細菌に対する防菌剤を混和した「ビックリート」を採用。令和 2 年度から「レジンコンクリート管」を採用し腐食対策を実施しています。

## ○3日目（10月31日）愛知県名古屋市上下水道局・空見スラッジリサイクルセンター

### ① 下水汚泥固形燃料化事業の目的

名古屋市では、これまで下水処理の過程で発生する下水汚泥を濃縮・脱水後、全量焼却処理し、その焼却灰を主にセメント原料として有効利用していました。本事業では、新たに下水汚泥から固形燃料化物を製造し、石炭等の代替燃料として利用することで、バイオマスエネルギーとしての下水汚泥の有効利用及び温室効果ガス排出量の削減に寄与するとともに、下水汚泥の有効利用先の多系統化を実現。

### ・事業概要

事業名称：空見スラッジリサイクルセンタ－下水汚泥固形燃料化事業

事業方式：D B O 方式

運営・維持管理

令和 2 年 10 月 1 日～令和 22 年 9 月 30 日（20 年間）

※D B O 方式：公共が資金調達を行い、施設の設計・建設、運営・維持管理を一体的に委託する方式

### ・施設概要

燃料化方式：造粒乾燥方式

処理能力：脱水汚泥（未消化汚泥）100 t / 日 × 2 系列

稼働日数：320 日 / 年

固形燃料化物生産量：約 50 t / 日

※石炭の約6割弱（原料の汚泥性状による）

主燃料：都市ガス（補助燃料として木チップを使用）

温室効果ガス削減量：約12,000t-CO<sub>2</sub>/年

※一般家庭年間排出量の約24,000世帯分削減

## ② 下水汚泥固形燃料化システムの特徴

- (1) 汚泥の有する熱量をほとんど損なうことなく固形燃料化物として回収可能であるため、石炭などの代わりに使用することで温室効果ガスを削減することができます。
- (2) 製造する固形燃料化物は、含水率が10%程度で安定しており、粉塵が少なく型崩れしないため、貯蔵や搬送が容易となります。
- (3) 乾燥に必要な熱を作るための燃料の一部として、バイオマス燃料である木チップを使用することで都市ガス使用量を削減しています。
- (4) 大気汚染物質を低減する設備づくりや、粉塵や臭気に配慮した運搬車両を用いるなど、環境にやさしい施設となっています。

### (5) DBO導入のメリット

- ・設計段階から運営・維持管理側の意見を取り入れることで、より効率的な施設づくりが可能。
- ・施設の特性を熟知した民間企業体のノウハウを活かした効率的な運営・維持管理が可能。
- ・製造した燃料化物の有効利用先を安定的に確保することが可能。

## ③ 名古屋市における下水汚泥の肥料登録は肥料と燃料

- ・下水汚泥固形燃料化物を「菌体りん酸肥料」として登録。
- ・『循かん大なごん』と命名。

背景として、肥料成分「窒素」「リン酸」は植物の育成に不可欠であり、ほぼ全量を輸入に依存しており、近年の輸入価格高騰の影響を受けています。

下水汚泥は、リンや窒素といった肥料成分を含有。

- ・『循かん大なごん』

特徴・直径1～5ミリの粒形に硬く造粒・含水率は10%程度・機械散布や配合飼料に適した形状・「菌体りん酸肥料」登録により、肥料原料としての利用が可能に。

- ・今後の取組み

上下水道局での利用・事業者や肥料メーカーと協力し、肥料利用の拡大を図る。

下水処理で発生する汚泥を再資源化する各市の取組みは、市の規模に応じ温室効果ガスの排出量の削減や、環境にやさしくコストも抑えられ大変魅力的でありました。当組合に合った導入の推進に向けて参考にさせていただきます。

令和7年1月23日

取手市議会議長 殿

取手市議会議員 古谷 貴子

### 一部事務組合議会の報告

利根川水系県南水防事務組合議会について、議員として下記のとおり出席しましたので、その概要について報告いたします。

記

#### ○令和7年第2回定例会

1. 会議開催日 令和7年1月11日

##### 2. 内容

- (1) 令和6年度 利根川水系県南水防事務組合 一般会計・歳入・歳出 決算について  
質疑・討論はなく採決の結果、全員賛成で可決されました。
- (2) 令和7年度 利根川水系県南水防事務組合 一般会計・歳入・歳出 補正予算について  
質疑・討論はなく採決の結果、全員賛成で可決されました。

#### ○視察研修

1. 視察日 令和7年10月28日～29日

##### 2. 内容

- (1) 国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所 視察
  - ① 洪水被害軽減のために事務所が行っている整備状況について
  - ② 稲戸井貯水池と田中貯水池の状況について
- (2) 国土交通省 関東地方整備局 利根川ダム統合管理事務所 視察
  - ① 利根川の治水・利水及び八ッ場ダムの概要について
  - ② 八ッ場ダム視察

令和7年1月25日

取手市議会議長 殿

取手市議会議員 海東 一弘

## 一部事務組合議会の報告

取手市外2市火葬場組合議会について、議員として下記のとおり出席しましたので、その概要について報告いたします。

### 記

1. 会議開催日 令和7年10月20日（月）午前10時から
2. 会議等名称 令和7年第2回取手市外2市火葬場組合議会臨時会
3. 付議事件
  - (1) 令和6年度取手市外2市火葬場組合一般会計決算の認定について
  - (2) 令和6年度取手市外2市火葬場組合一般会計予算の継続費に係る繰越計算書について

### — 内容 —

- (1) 認定第1号 令和6年度取手市外2市火葬場組合一般会計決算の認定について  
執行機関より本件の歳入歳出、実質収支に関する調書、財産に関する調書等の詳細な説明がありました。

質疑 なし

討論 なし

全員賛成により認定

- (2) 報告第1号 令和6年度取手市外2市火葬場組合一般会計予算の継続費に係る繰越計算書について

執行機関より本件に関する詳細な説明、報告がありました。

質疑 なし

上記のとおり、ご報告いたします。

取議発第95号  
令和7年12月1日

議員各位

取手市議会議長  
山野井 隆

議員派遣の件

地方自治法第100条第13項及び會議規則第167条第1項ただし書の規定により、下記のとおり議員を派遣したので報告する。

記

- 1 派遣目的 茨城県市議会議長会令和7年度第1回議員研修会に出席するため
- 2 派遣場所 茨城県土浦市
- 3 派遣期間 令和7年11月14日（1日間）
- 4 派遣議員 佐藤隆治議員 岡口すみえ議員 長塚美雪議員

取市発第240号  
令和7年12月1日

取手市議会議長  
山野井 隆 殿

取手市長 中村 修

### 地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分について（報告）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として下記のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告します。

#### 記

専決処分第24号 損害賠償の額を定め和解することについて  
専決処分第26号 損害賠償の額を定め和解することについて  
(再発防止策) 各市立学校の校長及び職員に対して、学校で徴収した金員の管理体制の見直し及び徹底に努めるよう指導しました。

専決処分第25号 損害賠償の額を定め和解することについて  
専決処分第27号 損害賠償の額を定めることについて  
専決処分第28号 損害賠償の額を定め和解することについて  
専決処分第30号 損害賠償の額を定め和解することについて  
専決処分第31号 損害賠償の額を定め和解することについて  
(事故後の対応) 当該案件の当事者である市職員に対しては、安全運転管理者及び所属長から、余裕を持った運転を心がけ、安全運転により一層努めるよう指導しました。

専決処分第24号

## 専 決 処 分 書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和7年9月26日

取手市長 中 村 修

### 損害賠償の額を定め和解することについて

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、学校徴収金の返還の遅延による損害について、次のとおり賠償し、和解するものとする。

1 相手方 別紙のとおり

2 損害の概要

取手市立戸頭小学校に在籍する児童の保護者である相手方から学校徴収金を過大に徴収し、その返還を遅延したことにより、相手方に損害を与えたものである。

3 損害賠償額 3,698円（過失割合 市100：相手方0）

別紙

相手方住所	相手方氏名	損害賠償額（円）
○○○○○○○○○○○	○○○○○	1, 700
○○○○○○○○○○○	○○○○○	1, 998
合 計		3, 698

専決処分第25号

## 専 決 処 分 書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和7年9月30日

取手市長 中 村 修

### 損害賠償の額を定め和解することについて

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、自動車事故による損害について、次のとおり賠償し、和解するものとする。

1 相手方 (住所) ○○○○○○○○○○  
(氏名) ○○○○○

### 2 事故の概要

令和7年6月24日午前10時16分頃、取手市台宿二丁目の建物敷地内において、市職員が公用車を後退させたところ、駐車していた相手方が所有する車両に接触し、当該車両を損傷したものである。

3 損害賠償額 108,111円 (過失割合 市100:相手方0)

専決処分第26号

## 専 決 処 分 書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和7年10月20日

取手市長 中 村 修

### 損害賠償の額を定め和解することについて

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、学校徴収金の返還の遅延による損害について、次のとおり賠償し、和解するものとする。

1 相手方 (住所) ○○○○○○○○○○  
(氏名) ○○○○○

### 2 損害の概要

取手市立戸頭小学校に在籍する児童の保護者である相手方から学校徴収金を過大に徴収し、その返還を遅延したことにより、相手方に損害を与えたものである。

3 損害賠償額 82円（過失割合 市100：相手方0）

専決処分第27号

## 専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和7年10月24日

取手市長 中村修

### 損害賠償の額を定めることについて

地方自治法第96条第1項第13号の規定により、自動車事故による損害に係る損害賠償の額について、次のとおり決定する。

1 相手方 (住所) ○○○○○○○○○○  
(氏名) ○○○○○

### 2 事故の概要

令和7年8月27日午前10時50分頃、取手市白山八丁目5番27号地先において、市職員が国道294号線を走行中に車線変更しようとしたところ、後方から走行してきた相手方が運転する車両に接触し、相手方が負傷したものである。

3 損害賠償額 91,620円

#### 4 特記事項

- (1) 本案件については、相手方の治療が完了したことから、治療費について賠償するものである。今後、車両の損害等治療費以外についての賠償が発生する見込みである。
- (2) 本案件における治療費については、自動車損害賠償保障法に基づく損害賠償額の支払を行うものであり、事故の経緯から相手方に重大な過失はないものと認められるため、過失割合は決定していない。

専決処分第28号

## 専 決 処 分 書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和7年11月11日

取手市長 中 村 修

### 損害賠償の額を定め和解することについて

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、自動車事故による損害について、次のとおり賠償し、和解するものとする。

1 相手方 (住所) ○○○○○○○○○○  
(氏名) ○○○○○

### 2 事故の概要

令和7年9月5日午前10時30分頃、市職員が取手市谷中の市道を走行中に、相手方所有土地を区画していたブロック塀に公用車を接触させ、当該ブロック塀を損傷したものである。

3 損害賠償額 108,900円 (過失割合 市100:相手方0)

## 専決処分第30号

### 専 決 処 分 書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和7年11月21日

取手市長 中 村 修

#### 損害賠償の額を定め和解することについて

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、自動車事故による損害について、次のとおり賠償し、和解するものとする。

1 相手方 (住所) ○○○○○○○○○○  
(氏名) ○○○○○

#### 2 事故の概要

令和7年7月10日午後6時50分頃、水戸市宮町二丁目の駐車場内において、市職員が駐車のため公用車を後退させたところ、公用車の後方上部が梁部分に接触し、当該梁を損傷したものである。

3 損害賠償額 55,000円（過失割合 市100：相手方0）

専決処分第31号

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和7年11月27日

取手市長 中 村 修

損害賠償の額を定め和解することについて

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、自動車事故による損害について、次のとおり賠償し、和解するものとする。

1 相手方 (住所) ○○○○○○○○○○  
(氏名) ○○○○○

2 事故の概要

令和7年10月29日午後1時頃、土浦市殿里の駐車場内において、市職員が駐車のため公用車を後退させたところ、相手方所有土地を区画していたフェンスに公用車を接触させ、当該フェンスを損傷したものである。

3 損害賠償額 143,000円 (過失割合 市100:相手方0)

## 請　願　文　書　表

令和 7 年第 4 回定例会

受付番号	受付月日	件　名	請願者 (紹介議員)	付託委員会
14	11/19	ひきこもり支援基本法の制定を求めるための意見書提出を求める請願	茨城県鉾田市札 822-34 小林 幸弘 (古谷 貴子) (落合信太郎)	福祉厚生

請願 第14号

受付 令和7年11月19日

## ひきこもり支援基本法の制定を求めるための意見書提出を求める請願

紹介議員 古谷 貴子 落合信太郎

### ・請願趣旨

内閣府が2023年3月に公表した「子ども・若者の意識と生活に関する調査」によると、ひきこもり状態にある人は、15歳から64歳までの年齢層の約2%、146万人に及ぶと推計されており、幅広い世代のニーズに対応した支援が求められている。

また、特定非営利活動法人K H J 全国ひきこもり家族会連合会の調査などによると、ひきこもり状態の人のうち40代と50代が全体の4割を占めているほか、ひきこもり期間が10年以上となるケースが最も多いなど、ひきこもりの高齢化や長期化が進んでおり、80代の親が50代の子を支える、いわゆる「8050問題」をはじめ大きな社会問題となっている。

ひきこもり支援に関する法整備については、2010年に施行された「子ども・若者育成支援推進法」があるが、対象が40歳未満と若者世代に限られており、また2015年に施行された「生活困窮者自立支援法」は対象を「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に限定していることから、それぞれの法の隙間で支援を受けることができないケースが生じている現状がある。

また国においては、ひきこもり支援の核として、2022年度から相談支援・居場所づくり・ネットワークづくりを一体的に実施する「ひきこもり支援ステーション事業」を開始したもの、実施は一部の市町村にとどまっている。

このような状況を踏まえ、ひきこもり状態にある全ての世代の人を支援対象とするとともに、必要な施策や支援体制等を明文化し、ひきこもりの人が全国どこでも必要な支援を受けられるよう国に対して、下記の事項を強く要望し、地方自治法第99条の規定に基づく国の関係機関への意見書提出を請願する。

### ・請願事項

- 1 ひきこもり支援基本法を制定すること。
- 2 ひきこもり状態にある当事者、それを抱える家族に対して、当該者のニーズに応えた支援を伴走型で行う支援体制を整えること。
- 3 「子ども・若者育成支援推進法」、「生活困窮者自立支援法」を柔軟に運用し、ひきこもり状態の人への具体的な支援が届くようにすること。
- 4 当面、厚生労働省「ひきこもり支援推進事業」を全国の自治体が法的義務として受け止め取り組めるようにすること。

以上、地方自治法第124条の規定により請願する。

令和7年11月17日

請願者代表

住所 茨城県鉾田市札822-34

氏名 小林 幸弘

取手市議会議長 殿

## 一般質問発言順序決定表

令和7年第4回定例会

一般質問1日目 12月2日(火) <u>議案上程後予定</u>		一般質問2日目 12月3日(水) 10時開議予定		一般質問3日目 12月4日(木) 10時開議予定		一般質問4日目 12月5日(金) 10時開議予定	
質問順位	質問者	質問順位	質問者	質問順位	質問者	質問順位	質問者
1	長塚	1	古谷	1	染谷	1	根岸
2	小堤	2	佐藤	2	鈴木	2	金澤
3	岡口	3	久保田	3	落合	3	赤羽
		4	杉山	4	佐野	4	本田
		5	入江			5	遠山
		6	加増				

## 一般質問発言通告事項一覧表

12月2日（火）

令和7年第4回定例会

質問順位	質問者	質問事項	質問要旨	答弁を求める者
1	長塚美雪 議員	「こどもまんなか」 への取組について	1 これまでの評価 2 今後の取組 3 こどもVoice City -Toriodeの提案	市長 教育長
		子ども関連施策の充実について	1 子育てアプリToricoo(トリコ)の機能拡充 2 24時間オンライン相談の導入 3 手ぶら登園の導入	市長
2	小堤修 議員	重大な非違行為事案 発生に伴う職員・市民への対応について	1 再発防止 (1) 事案の職員への周知方法 (2) 職員間でのディスカッション (3) 紹介の肅正 2 市民の信頼回復 (1) 地方公務員法第6節服務に関する職員への徹底 (2) 信用失墜行為の禁止の周知徹底 (3) 市民が納得いく信頼回復策 3 地方公務員としての心構え (1) 問題意識と危機管理の捉え方 (2) 職員の公務員である意識の高揚策 (3) 職員一人一人の意識改革	市長
3	岡口すみえ 議員	若者のキャリア形成 支援について	1 小中学校におけるキャリア教育 2 地元企業の魅力発信 3 若者の地域定着と企業の人材確保、キャリア形成支援	市長 教育長
		保育事務のデジタル化について	1 保育事務のデジタル化の進捗状況 2 デジタル化による保育の質の向上 3 今後の保育事務のデジタル化	市長
		高齢者の生きがい支 援と地域活性化につ いて	1 働くことを通じての生きがい支援（シルバ 一人材センター） 2 孤立予防と地域とのつながりによる生きが い支援と地域活性化	市長

12月3日(水)

令和7年第4回定例会

質問順位	質問者	質問事項	質問要旨	答弁を求める者
4	古谷貴子 議員	オレンジリボン運動について	1 本市の児童虐待の実態 2 虐待が起こったもしくは情報があった場合の市の対応 3 児童虐待をなくすために	市長
		民音学校コンサートについて	1 民音学校コンサートを開催した経緯 2 児童生徒・教職員・保護者の反響 3 今後の開催	教育長
		ごみの回収の細分化及び拡大について	1 プラスチックごみの回収日の拡大 2 不燃ごみの細分化 3 リチウム電池回収箇所の拡大	市長
5	佐藤隆治 議員	取手市地域公共交通計画について	1 計画の基本方針と今後の公共交通体系 2 計画を推進していくための施策 3 移動不便地域への対応や今後の計画策定等に係る予定	市長
6	久保田真澄 議員	独り親家庭の支援について	1 養育費の取決めにかかる経費の一部助成	市長
		HPVワクチンについて	1 キャッチャップ期間の接種状況 2 男子のHPVワクチン接種費用の助成	市長
		障がい者福祉について	1 医療福祉費支給制度(マル福)の精神障がい者適用	市長
7	杉山尊宣 議員	公民館運営について	1 夏休み子どもの居場所づくり事業 2 各公民館の施設整備の状況 3 井野公民館大規模改修工事実施設計の進捗、令和8年度の工事実施と館運営	市長 教育長
8	入江洋一 議員	立地適正化計画の改定について	1 計画改定の進捗状況 2 これまでの計画の成果と課題 3 防災指針 4 改定後の進め方と実効性の確保	市長

9	加増充子 議員	西口開発について	<p>1 区画整理・A街区再開発を検証する</p> <p>(1) 32年経過した区画整理事業</p> <p>(2) A街区再開発</p> <p>①再開発ビルへの公共公益施設導入について市民説明責任・合意形成の徹底は不可欠</p> <p>2 地権者の合意形成はいかに</p> <p>(1) 建設資材高騰等の影響は</p> <p>(2) 地権者の権利変換割合への影響は</p> <p>(3) 再開発ビルに接続する歩行者デッキ</p> <p>3 市は再開発から撤退を</p> <p>(1) 再開発への導入方針を改め、取手市図書館構想について検討すること</p>	市長 教育長
		こども誰でも通園制度について	<p>1 適切な保育の提供で安心して利用できる環境整備</p> <p>(1) 月10時間の利用時間（1日1時間単位）</p> <p>(2) 保育士の体制</p> <p>2 通常保育への影響は</p> <p>(1) 余裕活用型</p> <p>(2) 一般型</p> <p>3 一時保育活用</p> <p>4 公的保育の責任は不可欠、充実を求める</p>	市長
		国・取手市の物価対策について	<p>1 高市政権の経済対策についての所見を伺う</p> <p>2 重点支援地方交付金の使途とその検討</p> <p>(1) 議会と市民要望の反映に十分な考慮をすること</p> <p>(2) 小中学校の給食費無償化</p> <p>(3) 上下水道料金への支援</p>	市長 教育長

12月4日(木)

令和7年第4回定例会

質問順位	質問者	質問事項	質問要旨	答弁を求める者
10	染谷和博 議員	犯罪ランキング、防犯用品半額補助について	1 犯罪が少なく安全に暮らせる街にするために 2 住まいの防犯対策補助金	市長
		ふるさと納税について	1 現地決済型	市長
		置き配利用拡大について	1 再配達を減らし安全・安心の「置き配」実現(宅配ボックスへの補助金)	市長
		留学生、外国人労働者へのルール指導等について	1 生活指導講習会 2 国民健康保険、国民年金の加入状況	市長
11	鈴木三男 議員	利根川水門(樋管)について	1 樋管が建造されて相当経過し老朽化しているが、改築する予定は 2 樋管は消防団が管理しているが、委託契約の内容は 3 樋管の保守・メンテナンス業者はどのように選定しているのか 4 古戸排水機場の水門(樋管)の内水氾濫の危険性	市長
		旧白山西小学校跡地(前田建設工業)の利活用について	1 前田建設工業に建物売却時に跡地の利活用についてどのような取決めがなされたのか(地域コミュニティや防災拠点の機能維持の観点から) 2 合意書ではどのようにになっているのか 3 旧白山西小学校(前田建設工業)を使用した避難訓練の実施	市長

12	落合信太郎 議員	夜間中学校について	1 茨城県における夜間中学校の現状について 設置状況、生徒数など、教育委員会で把握し ている範囲で 2 夜間中学校が地域において果たしている役 割 3 夜間中学校の課題 4 夜間中学校に対する取手市の対応	教 育 長
		加齢性難聴の早期 発見について	1 耳のフレイル予防 2 補聴器購入助成	市 長
		不用な園芸用土の 回収について	1 現在の状況 2 リサイクルや地元業者などへの連携	市 長
13	佐野太一 議員	災害時の避難所ス ターター(開設)キ ット整備について	1 誰でも避難所をすぐに整えられる仕組み (スターターキット)の活用 2 ペット同行避難の安心確保のためのスター ターキット導入	市 長
		特定妊婦支援の在 り方について	1 特定妊婦支援の現状と課題及び今後の支援 体制の在り方	市 長

12月5日（金）

令和7年第4回定例会

質問順位	質問者	質問事項	質問要旨	答弁を求める者
14	根岸裕美子 議員	妊娠・出産・育児の切れ目ない支援について	1 産前産後の家事支援事業 2 要支援妊婦の支援体制	市長
		子どもたちの放課後の居場所について	1 子どもの居場所についての市の方針 2 令和7年度夏休みの公民館の児童生徒向け活用状況 3 公民館の放課後の居場所としての今後の見通し 4 校庭開放に当たっての課題 5 放課後の過ごし方、居場所について、子どもたちに意見を聴く試み	市教育長
		公民館をより利用しやすくするために	1 使い方のルールを統一し、誰でも分かるようにアナウンスを 2 既存の登録団体だけでなく、誰でも使いやすいルール設定を 3 「営利目的」かどうかの考え方	教育長
15	金澤克仁 議員	NHK受信料について	1 調査結果 2 現状 3 今後の見通し	市長
		気象防災アドバイザー業務について	1 導入経緯 2 活用事例 3 情報共有体制 4 今後の見通し	市長
16	赤羽直一 議員	取手市遺族会について	1 遺族会の今後の運営 2 忠靈塔の維持管理	市長
		藤代駅周辺の環境整備について	1 宮和田小学校との協働事業での、児童からの提案で、駅周辺へのゴミ箱の設置と、喫煙所の整備が求められた。市の見解を伺う	市長

17	本田和成 議員	外国人との共生社会について	1 排外主義への認識 2 本市の外国人の状況と課題 3 教育現場での対応	市長 教育長
		住宅政策について	1 政策面から公営住宅 2 政策面から家賃補助制度創設 3 住宅に関する担当部課の創設	市長
		とりでへの愛着について	1 地域資源を生かした教育 2 とりかめくん	市長 教育長

18	遠山智恵子 議員	新川・新堀開発問題 について	<p>1 令和4年7月、「埋め立て事業における法定外公共物（水路及び道路）及び市道の許可工事に伴う是正指導に対する回答について」未解決状況にある。現事業に対する各所管の課題と取組状況を問う</p> <p>2 この間、管理課・環境対策課及び茨城県県民生活環境部廃棄物規制課に本事業に関する情報開示請求を行い、調査・検討した</p> <p>県の埋立て許可の事前協議の主体は取手市であり、県条例違反による許可取消しとなった時点で、事前協議を行った市の責任も問われる。許可取消しの時点で改めて、許可条件等の実施状況など含め、法定外公共物の使用・工事の許可について改めることなく毎年繰り返し継続許可をし続けてきたのか。現況を踏まえた上で答弁を求める</p> <p>(1) 茨城県土砂等による土地の埋立て等に関する事前協議要領に「地元関係者に対する説明会等」として「埋立て等区域の境界から、原則として300メートル以内に居住する住民」とあり、ましてや地権者はほとんどが新川の方々であり、なぜ説明会が行われなかつたのか。地元の開催要望書を受け取らないとはなぜか</p> <p>(2) 搬入路とした新堀のこの二層に分かれている断層写真について認識を伺う</p> <p>(3) 原状回復工事について事業者の認識は確認しているのか</p> <p>(4) これらのことことが事業者によって誠実に実行される確証が示されるまで、原状回復に関わるもの以外に関する法定外公共物の使用は禁止するべき</p> <p>(5) 行政はまず市民の理解が重要不可欠。早急に新川での説明会開催を求める。答弁を求める</p>	市長
		農業問題について	<p>1 気候変動や全国の災害等から、米の増産は重要不可欠。ところが、自民維新になって「減産して不足したら輸入する」としている。学校給食や市民への食料安全保障からも、ぜひとも農業関係団体や農業従事者の皆さんと協議の場を持ち、取手市農政に取り組んでいただきたい。所見を求める</p> <p>2 農業公社の役割も重要。所見を求める</p>	市長

続 1 8	遠山智恵子 議 員	各公民館の改築・改善について	1 老若男女子どもたちも含めた地域コミュニティづくりはますます重要となっている。その拠点となる社会教育施設として公民館の個別施設計画について、市・教育委員会の方針を伺う	市 長 教 育 長
		市道 0130 号線の安全対策について	1 双葉団地～つくばみらい市間に、以前からつくばみらい市同様の反射板のついた車止め（アスカーブ）設置を求めてきたが、10月の夜半、車両による正面衝突事故が起きてしまった。取手警察署によると、昨年度は41件の事故があるとのこと。地域からも再三改善が求められている。道路等生活基盤優先の安全な整備を求める	市 長